

令和 7・8 年度 寿都町物品購入等・業務委託競争入札参加資格申請書類の手引き

寿都町が発注する物品購入等・業務（役務）の競争入札参加資格審査申請に必要な書類は、次のとおりです。書類等に不明な点がある場合は、受付担当係へ照会の上作成し、提出してください。なお、各様式は寿都町ホームページからダウンロードしてください。

注 意

他官公庁で物品等の資格の有効期間が 3 年間になっている場合もありますが、本町においては 2 年間になります。

【提出書類】

- 第 1 競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式その 1 第 1 面～3 面）
- 第 2 委任状 ※該当ある場合
- 第 3 代表者身分証明書 ※個人事業者のみ
 - ・市区町村長が発行するもので 3 ヶ月以内のもの（写し可）
- 第 4 営業証明書 ※個人事業者のみ
 - ・市区町村長が発行するもので 3 ヶ月以内のもの（写し可）
- 第 5 登記事項証明書 ※法人のみ
 - ・申請時 3 ヶ月以内のもの（写し可）
- 第 6 許可・登録証明書
 - ・物品の購入及び賃貸借で営業に関し法令の規定に基づく許可、認定、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認定、登録に係る証明書（次に記載の業種）。
 - （1） 庁舎等清掃に関する場合 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号に規定する登録にかかる登録証明書の写し。
 - （2） 庁舎等警備に関する場合 警備業法第 4 条に規定する認定証の写し、同法第 9 条に規定する届出書（担当行政庁の受理済印のあるものに限る。）及び申請時点で現に有効な損害保険会社との間に損害賠償責任保険契約を締結していることを証する書面の写し。
 - （3） 庁舎等消防設備保守点検に関する場合 消防法第 17 条の 6 に規定する消防設備士免状を有する者の当該免状の写し。
 - （4） ボイラー等運転に関する場合 労働安全衛生法第 72 条に規定するボイラー技師免許、ボイラー整備士免許を有する者又は同法第 76 条に規定するボイラー技能講習を修了した者の当該免許証又は修了証の写し並びに消防法第 13 条の 2 に規定する危険物取扱者免状を有する者の当該免状の写し。
 - （5） 情報システム開発に関する場合 次の登録証及び認定証等。ただし、登録等を受けていない場合は添付を要しない。
 - ① 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する情報セキュリティ

マネジメントシステム（ISMS）認定証の写し。

② 情報システムの開発についての国際標準化機構（ISO）が作成した品質管理システム（ISO9000シリーズ）に係る公益財団法人日本適合性認定協会が認定した審査登録機関が発行する登録証の写し。

③ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が指定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾証の写し。

・その他営業に関して必要な資格・許可等がある場合はその資格・許可証等の写し

第7 事業経歴書 ※申請書の第3面に記載がある場合不要

※2年以上の事業経歴書又は2年以上の営業をしていたことを示す契約書等

第8 営業概要書及び前年・全前年のシステム開発の概要書 ※任意様式

第9 技術者名簿

第10 従業員名簿（別記第5号様式その1）又は賃金台帳 ※個人事業者のみ

第11 工場内部見取り図（別記第5号様式その2） ※印刷物の製造のみ

第12 機械器具調書

（1）印刷物（別記第5号様式その3）

（2）印章の製造（別記第5号様式その4）

第13 法定保険加入状況一覧表（別記第5号様式その5）

【添付書類】

第14 納税証明書（写し可）

（1）法人 法人税、消費税及び地方消費税、所在都道府県税、所在市町村税

（2）個人事業者 申告所得税、消費税及び地方消費税、所在都道府県税、所在市町村税※所在市町村税の納税証明書に変えて「市町村税に滞納がないことの証明書」でも可。

（3）町内業者 徴税に滞納がないことの証明書、消費税及び地方消費税、所在都道府県税、徴税に滞納がないことの証明書（法人の場合は、法人代表者も含む。ただし代表者が寿都町に居住していない場合は、代表者については、居住市町村の納税証明書。「徴税に滞納がないことの証明書」は、役場総務財政課に請求。

第15 印鑑証明書

（1）法人 法務局の証明書

（2）個人事業者 市町村長の証明書

第16 暴力団排除にかかる誓約書 ※両面印刷

第17 受理票 ※必要な場合

【共同企業体等の申請について】

- (1) 申請者が共同企業体であるときは、当該共同企業体にかかる協定書その他関係書類を添付すること。
- (2) 申請者が中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律の規定に基づき設立された協業組合（以下「協同組合等」と総称する。）であるときは、当該組合の定款及び組合員名簿を添付すること。
- (3) 前項に掲げるもののほか、協同組合等が経済産業局長から官公需の受注に係る適格組合証明を受けている場合は、適格組合であることを証する書類を添付すること

営業許可等一覧

1 物品の製造購入

営業に必要な許可等	略称
砕石業者登録	砕石
砂利採取業者登録	砂利
火薬類販売営業許可	火薬
火薬類製造業許可（製造所において販売する場合に限る。）	
肥料販売業務開始届	肥料
液化石油ガス販売事業登録	液石ガス
毒物劇物販売事業登録	毒劇物
高度管理医療機器等販売業許可管理医療機器販売業届（医療用具販売業届）	医療
薬局開設許可医薬品販売業許可	医薬
麻薬卸（小）売業者免許	麻薬
覚せい剤原料取扱者指定	覚せい
動物用医薬品販売業許可	動物薬
特定計量器販売事業届	計量
家畜商免許	家畜
指定自動車整備事業指定	指定
優良自動車整備事業者認定	認定
自動車分解整備事業認証	認証
揮発油販売業者登録	揮発油
石油販売業開始届（石油製品販売業開始届）	石油
食品行商（販売業）登録食品衛生法営業許可	食品
米穀の出荷又は販売事業開始届	米穀
測量業者登録	測量

2 物品の賃貸借

営業に関する許可等	略称
自家用自動車有償貸渡契約	レンタカー

